

令和8年度鹿嶋市不妊治療助成事業のご案内



不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため鹿嶋市では、不妊治療（先進医療分）を受けた方へ、治療費の一部を助成します。

1. 対象者 ※次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- (1) 法律上の婚姻をしていること（事実婚関係にある場合も含む）。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 治療の開始日から申請日までの間、夫婦のいずれか一方が茨城県内に住所を有し、かつ治療終了から申請日までの間、夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していること
- (4) 令和8年4月1日以降に治療が終了した者。
- (5) 申請日時点において、夫婦の市税等に未納がないこと
- (6) 他市町村等からこの要綱と同様の趣旨の助成金の交付を受けていないこと。

2. 【助成の対象となる治療について】

先進医療の実施機関として厚生労働省へ届出を行っている、または承認されている保険医療機関で実施された治療であり、医療保険の適用となる生殖補助医療と併用して実施した保険適用外の先進医療。
※令和8年4月1日以降に治療が終了し、令和9年1月31日までに申請をした方が対象です。

【対象外の治療】

- ・夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供によるもの
- ・借腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、該当第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ・代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、該当第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ・医療保険適用の生殖補助医療と併用せず、単独で実施した先進医療
- ・医療保険適用外の生殖補助医療と組み合わせて実施した先進医療
- ・他の補助制度により、助成を受けた先進医療

3. 助成内容

先進医療に要した費用に対して、1回の治療につき4万円まで。

対象年齢 43歳未満	通算助成回数	助成限度額
初めての治療の開始時における女性の年齢が39歳までの方	通算6回まで	1回の治療につき4万円まで。
初めての治療の開始時における女性の年齢が40歳～42歳の方	通算3回まで	

※治療期間中に県内転居がある場合は、治療終了日の時点で居住する市町村へ申請・問合せ下さい。

※通算助成回数は、自治体への助成歴ではなく、保険診療で実施できる生殖補助医療の回数です。例えば、30代ですでに3回の治療を終えている場合は、残りの3回のうち先進医療を実施した場合に助成対象となります。ただし、医師の判断で胚移植の前に治療の中断となった場合は、3回よりも多くなる場合があります。

※回数は、1子ごとにカウントされ、出産によりリセットされます。

4. 申請手続き

令和9年1月31日までに、下記の必要書類を保健センターへ提出下さい。

※助成金の請求は、治療が終了した日から起算して1年を経過する日までが可能です。

5. 必要書類

- (1) 鹿嶋市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 不妊治療（先進医療）受診等証明書（様式第2号）
- (3) 領収書および明細書（原本をお持ちください）
- (4) 夫婦の一方が市外に在住の場合、住所を確認できる書類（住民票）と戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）
- (5) 事実婚関係にある場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書（様式第3号）

6. その他の持参物

振込口座番号、身分証明・住所の確認できるもの（健康保険証または運転免許証、マイナンバーカードなど）。

※ 領収書および明細書等については原本をご持参下さい。保健センターでコピーします。

※ ご夫婦が別世帯の場合は、住所を確認できる書類（住民票）と戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）の提出が必要になります。

7. 申請場所

鹿嶋市保健センター

＜お問い合わせ＞

ご不明な点は、下記までお電話または来所にてお問い合わせください。

鹿嶋市保健センター 鹿嶋市平井 1187-1

TEL 0299-82-6218

